

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

自営業・フリーランスの
みなさん！

ゆとりのある
未来へ
行きましょう。

わたしも
入っています。
優香

国民年金基金

未来

年金ふえる

税金おトク

今

〈国民年金基金とは〉 自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乗せして、
より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

2019年4月時点

国民年金基金は、自営業・フリーランスのみなさんの 老齢基礎年金に上乗せする、公的な年金制度です。

国民年金基金

5
つの
メリット

国民年金基金には、メリットいろいろ。
公的な個人年金ならではのメリットもあります。

国民年金に
ゆとりを
プラス!

1 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本です
ので、長い老後の生活に備えることができます。

2 年金額が確定、掛け金額も一定

- 掛け金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛け金額は払込期間終了まで変わりません。
(途中で口数を変更しない場合)

3 税制上の優遇

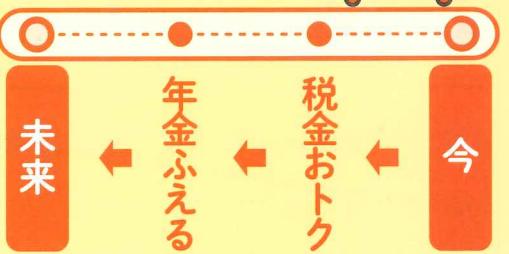
- 掛け金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減
されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。※2019年1月現在

4 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が
支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

5 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛け金の額を口数単位で増減できます。
- 掛け金を年度分前納すると、割引があります。



3
つの
ポイント

ライフプランに合わせて
組み立てられる国民年金基金で、
あなたのゆとりをじっくり育てていきましょう。

1 自営業・フリーランスの方が加入できます!

20歳以上60歳未満の
国民年金の
第1号被保険者の方

および

60歳以上65歳未満の方や
海外居住されている方で
国民年金に任意加入されている方

が加入
できます。

加入後に資格を喪失し、基金を脱退することとなるのは以下の場合です。
《1》国民年金の第1号被保険者でなくなったとき(海外に転居したときを含みます)
《2》国民年金の保険料が免除(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます)されたとき
《3》農業者年金に加入したとき
《4》国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき

※該当する職種に従事しなくなったとき(職能型国民年金基金)は脱退となります。3ヶ月以内に手続きを行えば、
新しい基金に従前と同条件で加入することができます。

※海外に転居されたときは脱退となります。引き続き国民年金の任意加入の手続きを行い、3ヶ月以内に

基金に加入すれば従前と同条件で加入することができます。

※加入後に任意に脱退することはできません。

※基金を脱退したときは、脱退一時金はありませんが、脱退に伴う解約控除(違約金)などのデメリットも
ありません。掛け金を納めていただいた期間に見合った年金を将来お受け取りいただくこととなり、着実に
老後の資金となります。

※国民年金の付加年金を納付されている方が基金に加入した場合、付加年金の納付はできなくなります。

※法定免除の方(障害基礎年金を受給している方等)が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を
年金事務所に提出した場合、国民年金保険料の納付申出をした期間は加入することができます。

※産前産後期間の免除をされた場合は、加入資格の喪失にはなりません。



2 老後のライフプランに合わせて 給付の型が選べます!

年金額の加入口数、年金受取期間は給付の型によって決まります。

3 掛け金は月額最大68,000円まで!

掛け金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

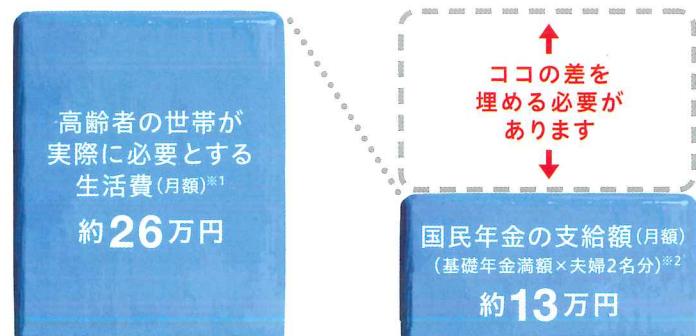
- 掛け金の上限は月額6万8,000円です。(個人型確定拠出年金にも加入されているときは、その掛け金と合わせて6万8,000円が上限となります)
※掛け金月額が6万8,000円以内でも、確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。
- 掛け金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達前月までです。60歳以上でご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定年月の前月までです。
※60歳未満で加入了した方が60歳以降も加入する場合、改めて加入の手続きが必要です。(掛け金は従前のものとは異なります。)
- 海外に居住されてご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者の喪失予定年月の前月までです。
(60歳未満で加入了した方が60歳以降も加入する場合、改めて加入の手続きが必要です。)
- 掛け金は、ご指定の金融機関から口座振替にて納付いただくこととなります。また、ご加入の機会に国民年金保険料の口座振替(基金掛け金と合算)をお申し込みいただくこともできます。(海外に居住されている方を除く)
- 掛け金の引落日は原則として翌々月の1日です。

国民年金基金とは

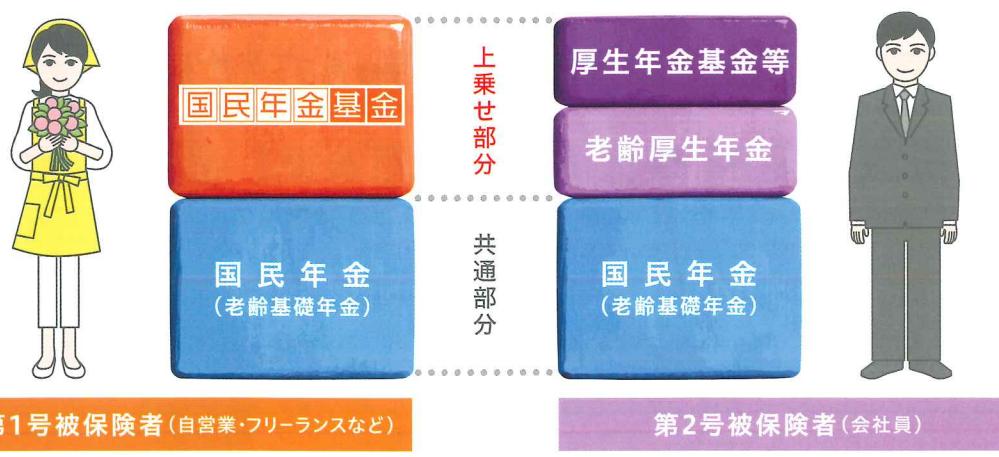
老後に受け取れる国民年金(老齢基礎年金)はご夫婦で月に約13万円。しかし、高齢者世帯の生活費は、月に約26万円かかると言われています。この不足分を補うものとして、会社員の方(第2号被保険者)には厚生年金がプラスされますが、自営業などの方(第1号被保険者)はご自身で上乗せしなければなりません。そこで、用意されている公的な個人年金が国民年金基金です。



■ 国民年金は基本的な生活費をまかなうためのものです。



■ 自営業などの方にも、上乗せ年金が必要です。



お得な税制措置

国民年金基金は公的な個人年金なので、掛金の全額を社会保険料として課税所得額から控除できます。^{※1} 一般的の個人年金の場合、所得税で最高年額4万円(住民税で最高年額2.8万円)^{※2} の控除とされているので、この税制措置は国民年金基金のメリットのひとつです。下の例で見ると、所得税・住民税が毎年約9万円軽減されることになります。約21万円の支出で、掛金30万円分の年金を受け取ることができます。

※1: 海外に居住されている方は、原則として所得控除が受けられません。 ※2: 2012年1月以降に締結した個人年金の場合。

■ 公的な個人年金だから税制面でとても有利。

課税所得額が
およそ400万円の
場合で

国民年金基金の
掛金の年間合計額が
30万円の場合

所得税・住民税
約9万円軽減!

掛金は実質
約21万円

※所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税率を10%として計算。



年金を受け取る時も

国民年金基金の年金は、国民年金や厚生年金等の年金と合わせて「公的年金等控除」の対象となります。

【遺族一時金の支給とは】

終身年金A型と確定年金I・II・III・IV・V型については保証期間があり、以下のようない遺族一時金があります。

■ 年金受給前に死亡された場合

加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。

■ 保証期間中に死亡された場合

残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が遺族一時金として支給されます。

※遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。

※終身年金B型には保証期間はありませんが、B型のみに加入し、年金受給前に加入者が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。

※遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた遺族お一人となります。

将来設計に合わせて楽しく組み立てるのが、国民年金基金。

あなたの年金プランが一目瞭然。計算の手順をご紹介します。

1
1口目を選択。
表-1より A型 B型

2
2口目以降を選択。(任意)
表-1より A型 B型
I型 II型 III型
IV型 V型

3
1口目の年金額と
2口目の年金額を足して
合計年金額を算出。

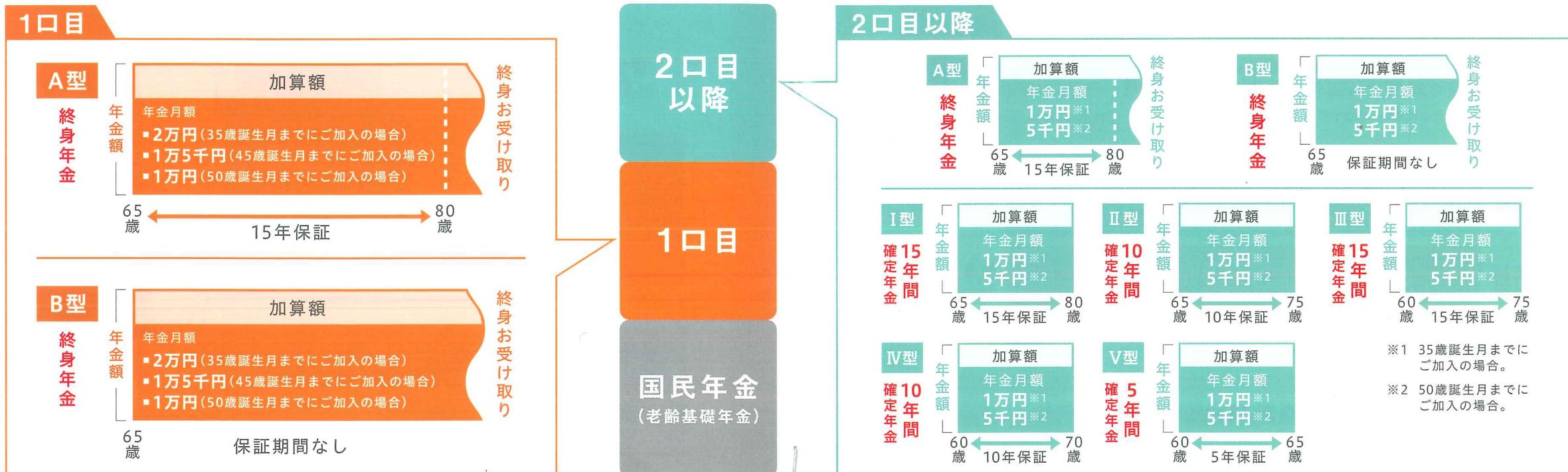
4
表-2 表-2 (9・10ページ)より
あなたの掛金月額を確認。
無理のないお支払い計画を。

5
いくら払えば
いくら受け取れるかが
明確に。



表-1 選べる年金タイプ

◎年金額は、加入時の年齢(月単位)により異なります。◎1口目は減額できません。またA型からB型、B型からA型への途中変更はできません。
◎誕生月以外にご加入の場合、ご加入から次年齢に到達するまでに掛金を納めていただいた月数に応じて年金額が上乗せとなりますので
誕生月を気にせずにご加入をご検討いただけます。◎確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含む)を超えることはできません。



※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

1口目加算額(男女共通)											
加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額		
20歳	676	25歳	752	30歳	848	35歳	744	40歳	906	45歳	792
21歳	688	26歳	768	31歳	872	36歳	771	41歳	951	46歳	848
22歳	704	27歳	788	32歳	900	37歳	801	42歳	999	47歳	910
23歳	720	28歳	808	33歳	928	38歳	834	43歳	1,056	48歳	986
24歳	736	29歳	828	34歳	960	39歳	867	44歳	1,116	49歳	1,076

※誕生月以外に加入された時は、ご加入から次年齢に到達するまでに納めていただいた月数に応じて年金額に加算額が上乗せとなりますので、誕生月を気にせずにご加入をご検討いただけます。例えば、32歳2ヶ月で1口目A型に加入された場合は、
加算月数10月(12月-2月)×9,000円=9,000円が加算額(年額)となります。

※加入時年齢が50歳以上の方は、加算額はありません。

2口目以降加算額(男女共通)											
加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額		
20歳	338	25歳	376	30歳	424	35歳	248	40歳	302	45歳	396
21歳	344	26歳	384	31歳	436	36歳	257	41歳	317	46歳	424
22歳	352	27歳	394	32歳	450	37歳	267	42歳	333	47歳	455
23歳	360	28歳	404	33歳	464	38歳	278	43歳	352	48歳	493
24歳	368	29歳	414	34歳	480	39歳	289	44歳	372	49歳	538



自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能。

掛金の総額は、口数と型の組み合わせで自由に設定
また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。

ただし、月額掛金合計額の上限は6万8,000円です。各型の掛金額は加入時の年齢

ができる、あなたにぴったりのプランがつくれます。

(月単位)により異なりますので、詳しくは9・10ページを参照ください。

1

青果店経営 A男さんのケース

40歳の誕生月に、1口目としてA型、
さらに加えてA型3口加入了した場合(男性)

60歳までお支払い	65歳～終身
掛金額 年額 301,320円	年金額 年額 36万円
月額25,110円×12か月	月額3万円×12か月

※さらに余裕に応じ、2口目以降増口・減口することができます。



国民年金基金掛金の税控除額(上記A男さんの場合)

課税所得金額400万円、掛金月額25,110円(年間301,320円)の場合



※軽減額(概算)は、所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税率を10%として計算。
※「一般の個人年金」の軽減額(概算)は、2012年1月以降に締結した個人年金の場合で計算。

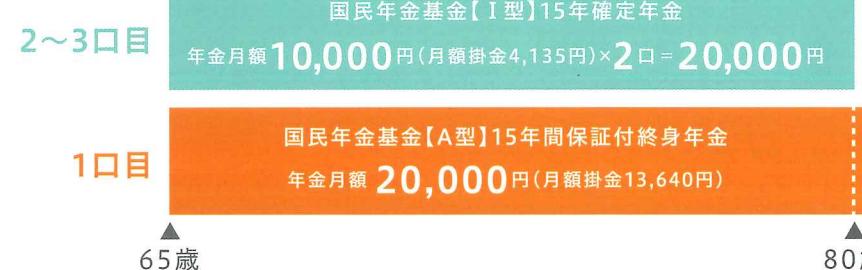
2

生花店経営 B子さんのケース

33歳の誕生月に、1口目としてA型、
さらに加えてI型2口加入了した場合(女性)

60歳までお支払い	65歳～80歳	80歳～終身
掛金額 年額 262,920円	年金額 年額 48万円	年金額 年額 24万円
月額21,910円×12か月	月額4万円×12か月	月額2万円×12か月

※さらに余裕に応じ、2口目以降増口・減口することができます。



国民年金基金掛金の税控除額(上記B子さんの場合)

課税所得金額300万円、掛金月額21,910円(年間262,920円)の場合



※軽減額(概算)は、所得税および復興特別所得税の合計税率を10.21%、住民税率を10%として計算。
※「一般の個人年金」の軽減額(概算)は、2012年1月以降に締結した個人年金の場合で計算。

表-2 掛金月額表(男性)

給付の型	加入時年齢	1口目		2口目以降							(単位:円)	
		終身年金		終身年金		確定年金						
		A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型		
	20歳0月	7,110	6,370			3,555	3,185	2,515	1,735	2,705	1,870	970
	20歳1月～21歳0月	7,350	6,590			3,675	3,295	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
	21歳1月～22歳0月	7,610	6,820			3,805	3,410	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
	22歳1月～23歳0月	7,880	7,060			3,940	3,530	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
	23歳1月～24歳0月	8,170	7,320			4,085	3,660	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
	24歳1月～25歳0月	8,470	7,600			4,235	3,800	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
	25歳1月～26歳0月	8,790	7,890			4,395	3,945	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
	26歳1月～27歳0月	9,130	8,200			4,565	4,100	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
	27歳1月～28歳0月	9,500	8,520			4,750	4,260	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
	28歳1月～29歳0月	9,880	8,880			4,940	4,440	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
	29歳1月～30歳0月	10,300	9,250			5,150	4,625	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
	30歳1月～31歳0月	10,740	9,650			5,370	4,825	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
	31歳1月～32歳0月	11,210	10,080			5,605	5,040	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
	32歳1月～33歳0月	11,720	10,540			5,860	5,270	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
	33歳1月～34歳0月	12,270	11,040			6,135	5,520	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
	34歳1月～35歳0月	12,870	11,580			6,435	5,790	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
	35歳1月～36歳0月	10,140	9,135			3,380	3,045	2,380	1,645	2,565	1,775	920
	36歳1月～37歳0月	10,665	9,615			3,555	3,205	2,505	1,730	2,695	1,865	965
	37歳1月～38歳0月	11,235	10,125			3,745	3,375	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
	38歳1月～39歳0月	11,865	10,710			3,955	3,570	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
	39歳1月～40歳0月	12,555	11,340			4,185	3,780	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
	40歳1月～41歳0月	13,335	12,045			4,445	4,015	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
	41歳1月～42歳0月	14,175	12,825			4,725	4,275	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
	42歳1月～43歳0月	15,135	13,695			5,045	4,565	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
	43歳1月～44歳0月	16,215	14,670			5,405	4,890	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
	44歳1月～45歳0月	17,430	15,795			5,810	5,265	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
	45歳1月～46歳0月	12,550	11,380			6,275	5,690	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
	46歳1月～47歳0月	13,630	12,360			6,815	6,180	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
	47歳1月～48歳0月	14,880	13,510			7,440	6,755	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
	48歳1月～49歳0月	16,370	14,870			8,185	7,435	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
	49歳1月～50歳0月	18,150	16,510			9,075	8,255	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460
	50歳1月～59歳11月					18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865

※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。(下の表を参照)

※加入(増口)時年齢が50歳1月以上の方は、IV型・V型への新規加入および増口はできません。

60歳0月～64歳11月		※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。(下の表を参照)						
60歳0月	20,500	19,070	10,250	9,535	7,130			

※60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。

※加入(増口)時年齢が60歳0月以上の方は、II型・III型・IV型・V型への新規加入および増口はできません。

●50歳1月以上で加入の方の年金額(年単位) (単位:円)

給付の型	加入期間	年金額(年額)	
		1口目 (終身年金)	2口目以降 (終身年金・確定年金)
	A型・B型	A型・B型	I型・II型・III型
50歳1月	119月	118,940	59,470
51歳0月	108月	107,180	53,590
52歳0月	96月	94,540	47,270
53歳0月	84月	82,100	41,050
54歳0月	72月	69,840	34,920
55歳0月	60月	57,760	28,880
56歳0月	48月	45,860	22,930
57歳0月	36月	34,140	17,070
58歳0月	24月	22,600	11,300
59歳0月	12月	11,220	5,610

※上記加入時年齢以外での加入のときは、月単位で年金額が異なります。

※年金額表は年金額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

(注)加入時年齢の見方(男女共通)

①表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。

②誕生日の属する月(誕生日)に加入の方は、△△歳0月と表示しています。

表-2 掛金月額表(女性)

給付の型	加入時年齢	1口目		2口目以降							(単位:円)	
		終身年金		確定年金								
		A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型		
	20歳0月	8,280	7,940			4,140	3,970	2,515	1,735	2,705	1,870	970
	20歳1月～21歳0月	8,570	8,210			4,285	4,105	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
	21歳1月～22歳0月	8,860	8,500			4,430	4,250	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
	22歳1月～23歳0月	9,180	8,810			4,590	4,405	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
	23歳1月～24歳0月	9,510	9,130			4,755	4,565	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
	24歳1月～25歳0月	9,860	9,470			4,930	4,735	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
	25歳1月～26歳0月	10,240	9,830			5,120	4,915	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
	26歳1月～27歳0月	10,630	10,210			5,315	5,105	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
	27歳1月～28歳0月	11,060	10,610			5,530	5,305	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
	28歳1月～29歳0月	11,510	11,050			5,755	5,525	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
	29歳1月～30歳0月	11,990	11,510			5,995	5,755	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
	30歳1月～31歳0月	12,500	12,010			6,250	6,005	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
	31歳1月～32歳0月	13										

ご注意いただきたいこと

- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金基金への加入は、国民年金の保険料が納付されていることが前提となります。
- 国民年金基金への加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合、ご自分の都合で任意に脱退および中途解約することはできません。
- 遺族一時金について
 - ・B型を除く「保証期間付」のタイプについては、掛金の納付期間中、年金を受給するまでの待定期間中または受給開始後の保証期間中に亡くなった場合、その方と生計をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に一時金が支給されます。
 - ・遺族一時金は、掛金総額を下回ることがあります。詳しくはお問い合わせください。
 - ・保証期間のないB型のみに加入されている方が、年金を受給する前に亡くなったときには1万円の遺族一時金が支給されます。
- 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけを受け取ることになりますので、基金へ年金請求の手続きが必要となります。
- 国民年金基金の年金額が12万円以上のときは年6回(偶数月に前月および前々月分として)のお支払いになり、年金額が12万円未満のときは年1回(毎年、決まった月に過去1年分として)のお支払いになります。
- 加入の際には、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」をよくお読みください。
- その他、ご不明の点は遠慮なくお問い合わせください。
- このパンフレットに記載されている内容は2019年4月(税制については2019年1月)時点のものであり、今後変更となることがあります。

